

エリアマネジメント ガイドライン

Step2

「もっと公共空間を利活用したい」編

《目次》

1. はじめに	1
2. ガイドラインStep2の使い方	2
3. 「やってみいたいこと」と『活用できそうな制度等』一覧表	3
4. 事例1：イベント	5
5. 事例2：活動の維持・発展のために	7
6. 事例3：公共空間の更なる活用に向けて	9
7. 制度等の紹介	11

参考資料

【資料1】 静岡市のエリアマネジメントとは	13
【資料2】 公共空間の利用に係る<窓口>と<手続き>	15
【資料3】 道路占用許可の特例制度について	17
【資料4】 河川敷地占用許可の特例制度について	18
【資料5】 都市利便増進協定について	19
【資料6】 都市再生推進法人について	20
【資料7】 かわまちづくり支援制度について	21
【資料8】 官民連携都市再生推進事業について	22



1. はじめに

皆さんの公共空間を活用した取組を応援します！

エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。地域の課題解決や地域が持つ価値の向上を、きめ細やかに進めていくためには、行政のみがまちづくりを担うのではなく、市民・民間レベルでの実践的なまちづくり活動を促進し、その担い手を増やしていくことが必要とされています。

静岡市では、積極的なまちづくり活動を支援し、官民連携してエリアマネジメントを推進することで、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

静岡市のまちなかには、青葉緑地や駿府城公園などの公園、駅前広場や街道、商店街、清水港など魅力的な公共空間がたくさんあります。

近年、そのような魅力的な公共空間を活用し、まちの賑わいづくりの取組が進みつつあります。

エリアマネジメントガイドラインStep2は、市内で進められているエリアマネジメント活動を持続的に維持・発展できるように、公共空間を利活用したエリアマネジメントに対する支援策等を紹介しています。エリアマネジメントガイドラインStep2を活用し、官民連携した取組を行うことで、まちづくりを実践する皆さんの公共空間でやってみたいことの実現や課題の解決を図ることを応援します。

【参考】エリアマネジメントについて

市民の財産である公共空間を活用した、まちの賑わいや活性化に寄与する取組を積極的に応援しています。詳しい内容は、【資料1(13ページ)】をご覧ください。

エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための
住民・事業主・地権者等による主体的な取組

◆ 静岡市はエリアマネジメントを応援します！

◎ 道路や公園など公共空間の魅力を高める
取組を応援します。

◎ 組織の大小にかかわらず、自主的・主体的
に行っていく取組を応援します。

◎ 他の分野の人材や行政と連携し、相互に補完し
合いながら幅を広げていく活動を応援します。

◎ 特に、中心市街地など、多様な人々が利用
するエリアで実施する活動を応援します。

2. エリアマネジメントガイドラインStep2の使い方

◆エリアマネジメントガイドラインStep2について

エリアマネジメントガイドラインStep2は、エリアマネジメントの活動内容や活動に係る課題等を整理し、活動の実現や課題の解決に向け、活用できる制度や事例を紹介するものです。

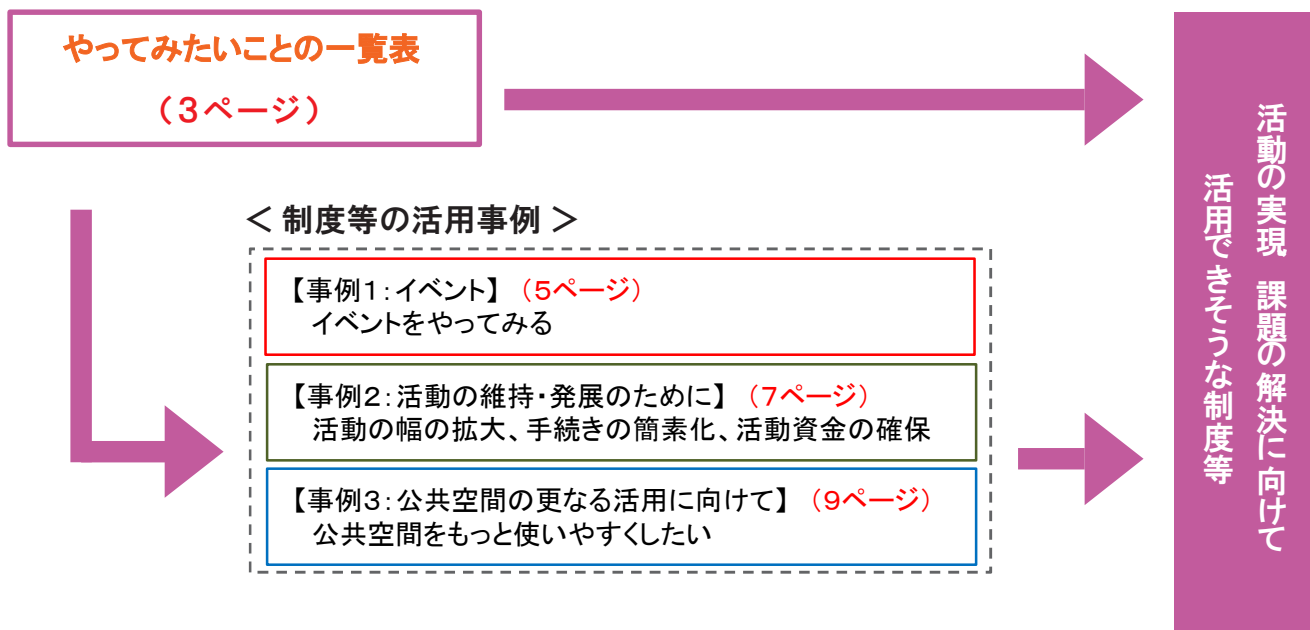
エリアマネジメントガイドラインStep2は、今後、エリアマネジメントを検討、実施する住民や事業者、地権者等、また新しい活動に取り組もうとしている団体が、課題(困ること、モヤモヤしたこと)に直面した場合の手引書として活用され、市内の魅力的な公共空間での取組が継続的に、積極的に行われることを期待しています。

◆エリアマネジメントガイドラインStep2の使い方

エリアマネジメントガイドラインStep2では、活動の実現や課題の解決に向けて活用できそうな制度等を「やってみたいこと」からさがせるよう一覧表(3ページ)に整理しました。

まずは、一覧表を活用し「やってみたいこと」から制度をさがしてみましょ。

そして、「やってみたいこと」を実現するために制度等を活用することで『何ができるようになるのか』『活動団体にどんなメリットがあるのか』のイメージとして、やってみたいことを大きく3つのテーマに分類し、制度等を活用することで『メリット等』を事例として整理しました。この事例が制度等をさがす上での参考となれば幸いです。



3. 「やってみたいこと」と『活用できそうな制度等』一覧表

■「やってみたいこと」から『活用できそうな制度等』をさがす

目標	やってみたいこと		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民に愛されにぎわいと魅力にあるまちにしていきたい！</p>	公共空間を使って、地域を元気にしたい！	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催したい！（お祭り、マルシェなど） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● パークレットやオープンカフェ、広告板などを常設したい！ ● 道路空間を管理・運営しながら活動費を確保したい！ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者天国にしたい！（車両通行止め） ● 道路空間をイベントなどに活用しやすく、歩行者メインの空間に再編したい！ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催したい！（お祭り、マルシェなど） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 公園を管理・運営しながら活動費を確保したい！（売店、カフェ、子育て支援施設など） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 公園を市民が親しみやすい空間に再編したい！ ● イベントなどが開催しやすい空間、設備を整えたい！ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催したい！（お祭り、マルシェなど） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 河川を管理・運営しながら活動費を確保したい！（SUPなどのアクティビティ、オープンカフェやマルシェの運営など） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 河川を市民が親しみやすい空間に再編したい！ ● イベントなどが開催しやすい空間、設備を整えたい！ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催したい！（お祭り、マルシェなど） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● パラソルやテーブル、広告板を設置したい ● 広告収入を得たい 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催したい！（お祭り、マルシェなど） ● 空き店舗を活用したい！（カフェや子育て支援施設など） 	
		ついでに今後のまちについて考えたい！	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動のこと、組織のことを相談したい！
			<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のビジョンを作りたい！ ● 地域のルールを決めて、魅力的な空間を維持・整備・活用していきたい！
<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりについて勉強したい！（人材育成） ● 行政や専門家からアドバイスをもらいたい！ 			

※ 民地とは、公開空地や空き地、空き店舗などを対象としています。

	制度等の活用事例	活用できそうな制度等 (各制度の詳細は“7. 制度等の紹介(11ページ)”を参照)
→	事例1(5ページ)	エリアマネジメントガイドラインStep1 / 窓口に相談 *必要な申請:道路使用許可 / 道路占用許可
→	事例2(7ページ)	道路占用許可の特例制度(①) / 道路協力団体制度(②) / 都市利便増進協定(③)
→	事例3(9ページ)	社会実験(④) / 都市再生推進法人(⑤) / 官民連携都市再生推進事業(⑥)
→	事例1(5ページ)	エリアマネジメントガイドラインStep1 / 窓口に相談 *必要な申請:公園内行為許可 / 公園占用許可
→	— 公園管理者と協議	施設設置管理許可制度(⑦) / 指定管理者制度(⑧)
→	事例3(9ページ)	社会実験(④) / 都市再生推進法人(⑤) / 官民連携都市再生推進事業(⑥)
→	事例1(5ページ)	エリアマネジメントガイドラインStep1 / 窓口に相談 *必要な申請:河川敷地占用許可
→	事例2(7ページ)	河川敷地占用許可の特例制度(⑨) / 都市利便増進協定(③)
→	事例3(9ページ)	社会実験(④) / 都市再生推進法人(⑤) / 官民連携都市再生推進事業(⑥) / かわまちづくり支援制度(⑩)
→	事例1(5ページ)	エリアマネジメントガイドラインStep1 / 窓口に相談 *必要な申請:管理者への利用申請
→	事例2(7ページ) 事例3(9ページ)	都市利便増進協定(③) / 社会実験(④) / 都市再生推進法人(⑤)
→	事例2(7ページ)	民地の施設管理者と協議 都市利便増進協定(③) / 低未利用土地利用促進協定(⑪)
→	—	活動する場所や内容の所管課 or 静岡市都市計画課に相談
→	—	地域まちづくり構想(⑫) / 地区計画制度(⑬) / 建築協定(⑭) / 緑化協定(⑮) / 商店街まちづくりプラン推進事業(⑯) / 都市利便増進協定(③)
→	—	まちづくりアドバイザー派遣(⑰)

※「道路占用許可の特例制度(①)」の①は“7. 制度等の紹介(11ページ)”に該当する番号です。

4.【事例1：イベント】イベントをやってみる



◆ やってみたいこと

地域の道路・公園・河川空間などの地域資源を使って「イベント」を開催して、地域ににぎわいをつくりたい！

◆ 困っていること

やってみたいことはあるけど…

- ・どこに相談したらいいのかわからない
- ・どんな申請が必要で、どの程度時間がかかるものなのかわからない
- ・申請してイベントができるまで、多くの労力と時間がかかる

《 必要となる基本的な手続き 》

○ 管理者との協議

⇒ イベントの主催者は、各管理者にイベントの目的などを説明し、必要書類を提出、提出書類等に対する指摘への対応や協議が必要となります。使用の許可を受けて開催にこぎつけるためには多くの労力と時間がかかります。

○ 使用箇所の使用許可・占用許可

・管理者と使用許可・占用許可の例

場所	手続きの内容	管理者	場所	手続きの内容	管理者
道路	・道路使用許可	・警察署	河川	・河川敷地占用許可	・河川管理者
	・道路占用許可	・道路管理者	海岸・砂浜	・海岸占用許可	・海岸管理者
公園	・公園内行為許可	・公園管理者	港湾	・港湾施設占用許可	・港湾管理者
	・公園占用許可		広場	・広場の利用申請	・広場管理者

○ 飲食を提供する場合

* 出店者の食品営業許可の確認、食品提供に関する説明会の開催など(支援:市・保健所)

○ 調理がある場合

* 火災予防関連届出の提出(提出先:市・消防署)、必要な設備配置が必要になります。

○ 屋外広告物について(屋外広告物条例)

* 看板やのぼりを設置する場合、許可・協議が必要なものがあります(窓口:市・景観まちづくり課)。

○ 出店者調整

○ 関係者への周知

《 活用できそうな制度等 》

①「エリアマネジメントガイドライン Step1」の活用【資料2(15ページ)】

・「エリアマネジメントガイドライン Step1」で、**イベントの内容に必要な手続きと管理者(窓口)を特定**できます。

② 窓口に相談

・公共空間の使用にあたっては、各施設で料金や条件が異なります。イベントの内容や工作物の設置などについて、事前に担当窓口へご相談ください。

【参考】公園でイベントを開催するまでの流れの一例

1. 事前相談（開催1年前～2ヶ月前）

★ 窓口：静岡市緑地政策課（葵区・駿河区）、清水まちづくり推進課（清水区）

- 空き状況の問合せ、イベント概要・目的・内容等
- 運営体制（責任者、安全対策等）
- 工作物等の配置・設置方法 など



2. 許可申請手続き（開催2ヶ月前～2週間前）

★ 窓口：静岡市緑地政策課（葵区・駿河区）、清水まちづくり推進課（清水区）

- 静岡市ホームページからオンラインで予約

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8967/s001436.html>

- ・ 企画書、位置図や配置図などの図面 等

* その他の申請

- ・ 露店の出店など飲食を提供する場合：保健所への相談、申請
- ・ 火気を使用する場合：消防署への相談、申請



3. 使用料の支払い（開催2週間前～設営前日）

- 公園使用料の支払い
- イベント周知看板の設置 など

4. イベントの設営・開催（開催前日～当日）

- 設営・資材搬入
- イベントの指揮監督
- 会場・トイレの定期的な清掃
- 苦情対応 など

5. 撤去・完了報告（開催後速やかに）

- ゴミ回収、原状回復
- 来場者数、苦情、収支決算の報告 など



5.【事例2:活動の維持・発展のために】

活動の幅の拡大、手続きの簡素化、活動資金の確保



◆ やってみたいこと

イベントは大成功！もっとこんなことをやってみたい！

- ・オープンカフェや広告板などを常設したい
- ・公共空間を管理・運営しながら活動費を確保したい

◆ 困っていること

活動を継続的に行って、地域を盛り上げていきたい！だけど…

- ・イベントをするたびに、全ての手続きをするのは大変
- ・現状では出来ない活動がある
- ・活動を継続していくにもそれなりの資金も必要

≪ 継続していくために有効な手法の例 ≫

- 以下に紹介する制度を活用することで、活用する際の協議・調整が円滑に進み、活動できる内容の幅を広げることができます。さらに、営利活動が可能で、その利益を活動の資金にあてることができます。
- しかし、制度を活用するためには、計画への位置づけや、区域の指定などが必要となり、そのための時間を要しますが、行政とともに公共空間の活用しやすい環境を整えていくことができます。

◆ 継続していくために有効な手法の例

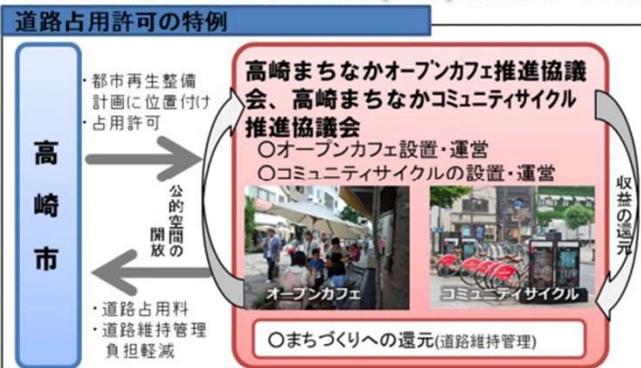
活動場所	継続していくために有効な手法	メリット	要件
道路	道路占用許可の特例制度 【資料 3(17ページ)】	○通常、占用許可の審査の際に課せられる「無余地性の基準」が緩和され、『 広告板、飲食施設、サイクルポート 』の設置が可能 ○運営主体による 営利活動が可能。得た収益の利用制限なし	・道路交通環境の継続向上を図るための措置 ・都市再生整備計画への位置づけ ・道路使用許可の申請
河川	河川敷地占用許可の特例制度 【資料 4(18ページ)】	○ 最長 10 年間、広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による占有が認められる ○運営主体による 営利活動が可能。得た収益の利用制限なし	・河川管理者による都市・地域再生等利用区域の指定
全ての公共空間 民地(公開空地等)	都市利便増進協定 【資料 5(19ページ)】	○地域一体のまちづくりのルールに対して、 法的な位置づけを得ることができ、継続的なまちづくりの推進が期待 ○市の認定による 手続きの円滑化	・都市再生整備計画への位置づけ

【実例紹介1】道路占用許可の特例制度

「高崎まちなかオープンカフェ、コミュニティサイクル」(出典：国土交通省HP)

○高崎市中心市街地地区では、平成24年度にオープンカフェ事業の社会実験を行い、平成25年4月6日よりオープンカフェ、コミュニティサイクル事業を実施し、カフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等のまちづくりに還元

<高崎市における例【社会実験(H24)を経てオープンカフェ等を設置(H25.4)】>



オープンカフェ実施に係る協議会

オープンカフェ推進協議会(商工会議所、商店街、高崎市等で構成)を設立し、オープンカフェの運営、日常管理に関する実施要領を策定し、地先出店者を公募

《オープンカフェに係る実施計画》

収入	支出
出店料(16店舗)	道路占用料
市補助金(備品購入費)	道路維持管理費(0.自己負担)
	地域イベント費
	備品購入



【実例紹介2】都市利便増進協定

「札幌大通地区」(出典：国土交通省HP)

・札幌市大通地区では、社会実験を行いつつ、平成25年8月12日よりオープンカフェ・広告板事業を実施し、オープンカフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等のまちづくりに還元

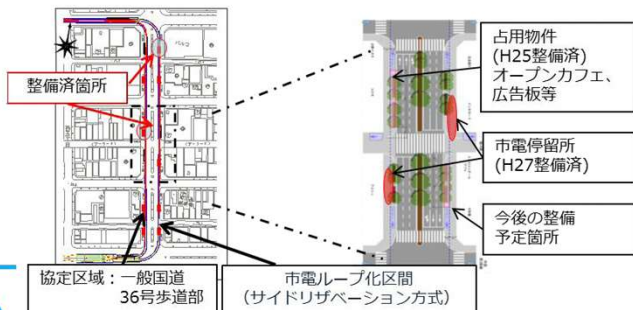
札幌市大通地区における例【社会実験(H20~)を経てオープンカフェを恒久設置(H25.8~)】

都市利便増進協定

オープンカフェ等の都市利便施設の札幌大通まちづくり(株)による日常管理等を定めた都市利便増進協定を締結

協定締結者：北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)(都市再生推進法人)
協定締結日：平成25年4月10日
都市利便増進施設：食事施設、広告板、ベンチ等
日常管理に関する事項：
札幌大通まちづくり(株)が日常の管理業務、都市利便増進施設を活用したイベント等を実施

位置図



道路占用許可の特例



取組み以前



オープンカフェ開設後(H25.8~)



・にぎわいと魅力の創出
・美観維持、駐輪対策の徹底

6.【事例3:公共空間の更なる活用に向けて】 公共空間をもっと使いやすくしたい



◆ やってみたいこと

もっと魅力的な空間にしていきたい！色々なことに使ってもらいたい！
 ・公共空間を市民に親しみやすい空間に再編したい(安全安心の確保など)
 ・イベントなどが開催しやすい空間、設備を整えたい

◆ 困っていること

もう少し使いやすい空間になるともっと色々な活動ができるのに…
 ・イベントなどをする空間や設備が整っていない(トイレなど)
 ・歩行者の安全性が確保されていない
 ・屋外広告物条例などの規制

≪ 公共空間の再編を考える際に有効な手法の例 ≫

★1 まず行政に相談し、地域にとってどのような公共空間の再編が適切なのか、地域のニーズや空間の使い勝手を調査、検証する。

活動場所	手法・制度	メリット
全ての公共空間	社会実験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共空間の再編を実験的に行い、整備の有効性や地域のニーズを把握することができます。 ○ 社会実験の検証により、法制度等の規制が見直される可能性も期待できます。 ○ 地域の活動のPRになります。

★2 行政と共に公共空間の再編を進める。

活動場所	手法・制度	メリット
全ての公共空間	都市再生推進法人 【資料6(20ページ)】	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり団体として、行政のお墨付きを得ることができます。 ○ まちづくりに対して提案をすることができます。(都市再生整備計画の提案) ○ 地権者以外で唯一都市利便増進協定の締結者になることができ、協定に基づく施設整備に対して補助制度を活用することができます。(官民連携まちなか再生推進事業の活用【資料8(22ページ)】)
河川	かわまちづくり支援制度 【資料7(21ページ)】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と河川管理者、地元住民・民間事業者の連携の下、河川とまちの空間が融合した良好な空間形成を目指す取組です。 * 要綱の改訂により、民間事業者がかわまちづくりの計画策定の段階から参画可能に ○ 行政と地元住民・民間事業者が役割分担し、ハード・ソフト事業を進めていく実現性のある計画制度です。

【実例紹介 3】都市再生推進法人制度

「札幌大通まちづくり株式会社」(出典：国土交通省HP)

札幌大通まちづくり株式会社

- 平成21年9月に大通地区の商店街等が中心となり、継続的にまちづくり活動を行う組織として設立。
- 収益事業で得られた利益は全てまちづくり事業に還元。地域の付加価値を維持・向上させる公共的な事業を展開。
- まちの賑わい・交流の創出や来街者の利便増進に寄与する取り組みを行うために、道路等の公共空間を有効活用。

札幌市

都市再生整備推進法人に指定(H23.12)

今後、道路占用許可の特例等の制度を活用した都市再生整備計画の提案等が可能に！

官民協働による新たな魅力やにぎわいの創出により、都心のまちづくりがより一層進展することを期待！

歩行者天国活用事業



オープンカフェ



活動エリア



まちなかマルシェの開催支援



エリアマネジメント広告事業



まちなかの美化清掃活動



自転車共同利用事業との連携



【実例紹介 4】かわまちづくり

「大井川宝来地区かわまちづくり」(出典：国土交通省HP)

1. 概要

島田市では、「世界一長い木造歩道橋」としてギネス認定されるなど、観光スポットとして注目されている蓬萊橋周辺を、島田市の中心部に「観光・交流」「にぎわい」「憩いの場」を創出できる拠点として活用することで、地域を含めた流域の活性化への貢献を目指しています。

本計画では、蓬萊橋周辺において、歴史や景観に配慮した水辺空間や大井川とその自然にふれあえる「憩いの場」を整備するとともに、民間事業者等と連携した観光客の休憩場所や物販、オープンカフェの運営や多くのイベントの開催などで人と人との「ふれあいの場」として活用します。

2. 整備内容

(国) 緩傾斜堤防・階段、坂路、親水護岸、高水敷整備(駐車場、オープンスペースなど)

(市) 番小屋・物販施設・休憩施設・トイレ、駐車場、オープンスペース、案内看板等、花壇、木陰の散策路、展望広場

【位置図】





水辺空間整備イメージ



世界一長い木造歩道橋(蓬萊橋)



物販施設・休憩施設(イメージ)

7. 制度等の紹介

制度等	制度等の概要	制度等の活用の要件
① 道路占用許可の特例制度 * 担当：道路管理者 市・都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や地下道の空間を利用してオープンカフェを展開し、まちの回遊性・にぎわいを高めることができます。 ○道路区域内に看板や広告塔を設置し、良好な景観の形成や風致の維持に役立てることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・特にないが、占用区域内における点検、清掃等管理を的確に行うことができる者に限る ○その他条件 <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画への位置づけが必要 ・歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保 等
② 道路協力団体制度 * 担当：道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路協力団体に指定されると、花壇の整備やオープンカフェの設置のために必要な占用許可等について手続きが円滑・柔軟化します。 ○道路空間を活用した収益事業が可能。その収益は道路の管理に全て還元する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・法人、法人に準ずるものとして国土交通省令で定める団体 * 法人等指定後 5 年以上経過していること ○その他条件 <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間の活動実績を審査（ただし、協定等に基づくボランティア団体は 2 年とすることができる）
③ 都市利便増進協定 * 担当：市・都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○道路を所有する市町村と、道路に接する民地の所有者等が協定を結ぶことにより、都市利便増進施設（ベンチ、広場、駐輪場等）の整備・管理のルールを決めることができます。 ○協定と道路や河川敷地の占用許可の組み合わせで、オープンカフェ等の収益事業も可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者 ・都市再生推進法人 ○その他条件 <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画への位置づけが必要
④ 社会実験	<ul style="list-style-type: none"> ○公共空間の再編等を実験的に行い、整備の有効性や地域ニーズを把握することができます。 ○社会実験の検証により、法制度等の規制が見直される可能性も期待できます。 	
⑤ 都市再生推進法人 * 担当：市・都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの担い手として、公的な位置づけが付与されることにより、関係者調整が円滑に進むことが期待されます。 ○都市再生整備計画を市町村に対し提案することができます。 ○都市利便増進協定を結ぶことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団・財団法人（公益も含む） ・NPO法人 ・まちづくり会社 ○その他条件 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を活動目的としていること ・まちづくり活動の実績があること 等
⑥ 民間まちづくり活動促進事業 * 担当：市・都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等を補助することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業：都市再生推進法人、各種協議会、民間事業者等 ・実証事業等：都市再生推進法人 ・社会実験等：各種協議会、民間事業者等
⑦ 施設設置管理許可制度	<ul style="list-style-type: none"> ○公園管理者である自治体が公園管理者以外の民間事業者などに公園施設の設置と管理を許可する制度です。 ○民間事業者が都市公園の中に飲食・物販施設などを整備・経営し、居心地の良い空間と質の高いサービスの提供ができます。 	
⑧ 指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や体育館などの公共施設の管理・運用を民間が請け負うことが可能になります。これにより、公共施設の使用許可を民間が管理することができ、イベントの開催やカフェの運営などにより、使用料金を徴収しそれを公共施設の管理に充てることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし ○その他条件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が施設の効果的・効率的な管理を実現するもの ・管理の業務を適切かつ円滑に行える能力・経理的基礎を有していること
⑨ 河川敷地占用許可の特例制度 * 担当：河川管理者 市・都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織要件 <ul style="list-style-type: none"> ・公的主体（都市再生推進法人も含む） ・協議会等において適切と認められた民間事業者 ・民間事業者

制度等	制度等の概要	制度等の活用の要件
<p>⑩ かわまちづくり 制度 *担当：河川管理者</p>	<p>○市と河川管理者、地元住民・民間事業者の連携の下、河川空間とまちの空間が融合した良好な空間形成を目指す取組です。 ○行政と地元住民・民間事業者が役割分担しハード・ソフト事業を進めていく実現性のある計画制度です。</p>	<p>○その他条件 ・推進主体と河川管理者が連携し「かわまちづくり計画」を策定し、国土交通省の定める「かわまちづくり支援制度」へ登録する必要がある</p>
<p>⑪ 低未利用土地利用 促進協定 *担当：市・都市計画課</p>	<p>○所有者に代わって、まちなかで増加している低未利用の土地、建物の有効かつ適切な利用促進を図るため、必要な施設の整備又は管理を行うための協定制度です。</p>	<p>○協定の締結者 ・市町村又は都市再生推進法人等と、区域内の低未利用地の所有者等 ○その他条件 ・あらかじめ都市再生整備計画に、協定の対象となる区域や居住者等利用施設の整備・管理に関する事項を記載してあることが必要</p>
<p>⑫ 地域まちづくり構 想 *担当：市・都市計画課</p>	<p>○都市計画マスタープランで示す全体構想や区別構想に即して定める地域のまちづくりの方針です。 ○地域が主体となって活動に取り組むことで、地域の個性や魅力の向上を目指します。</p>	<p>○組織要件 ・特になし ○その他条件 ・特になし</p>
<p>⑬ 地区計画制度 *担当：市・都市計画課</p>	<p>○良好な街並みの維持、形成に向けた土地、建物、屋外空間等に関する一定のルールを定めることができます。 ○例えば、建物の形・色、配置、植栽、用途等の要素についてなど ○法定計画となるため、罰則規定等があります。</p>	<p>○地域まちづくり条例に基づくもの</p>
<p>⑭ 建築協定 *担当：市・建築安全推進課</p>	<p>○その区域内における土地所有者等同士が建築物の「敷地、位置、用途、形態、意匠、建築設備」に関する基準等を定めることができます。また、行政が認可するため、運用がしやすくなります。</p>	<p>○その他条件 ・原則として、区域内の土地所有者、借地権者の全員合意に基づき、行政の認可を受けることが必要</p>
<p>⑮ 緑化協定 *担当：市・緑地政策課</p>	<p>○土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。 ○地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができます。</p>	<p>○その他条件 ・原則として、区域内の土地所有者等の全員合意に基づき、行政の認可を受けることが必要</p>
<p>⑯ 商店街まちづくりプ ラン推進事業補助金 *担当：市・商業労政課</p>	<p>○商店街が地域特性に応じた魅力ある「まちづくり」を推進するための調査研究・プラン策定を行う事業に対して、助成を行う制度です。</p>	<p>○補助要件 ・商店街イベント振興事業補助金交付要綱の適用を受けないもの ・補助の決定を受けた年度内にまちづくりプラン等の策定が完了すること ・プラン等が策定されてから3年以内に確実に事業が実施される見込みがあること</p>
<p>⑰ まちづくりアドバ イザー派遣 *担当：市・都市計画課</p>	<p>○自主的なまちづくりをしようとする市民団体に対し、まちづくりアドバイザーを派遣します。</p>	

【資料1】静岡市のエリアマネジメントとは

◆ エリアマネジメントの定義

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための 住民・事業主・地権者等による主体的な取組

エリアマネジメントは、都市における道路や公園、公開空地など公共的な空間のまちの質を高め、それを持続的に維持・発展させていくための地域の住民、事業主、地権者等の主体的な取組と定義します。

エリアマネジメントは、道路などの公共的な空間の質の高い整備・管理・活用に、地域の民間主体が参画することを重視する点に特徴があります。

道路等の公共空間の管理は、基本的に行政が行います。しかし、行政による公共空間の整備・管理は、ある地域から質の高い空間創出と管理の要望があっても、行政区域内の他の地域と差をつけたような質の高い整備・管理は行いづらなのが実態です。

これに対し、地域の地権者等が設立した民間まちづくり団体が主体となって、地域が自ら望む質の高い公共空間の整備・管理・活用できることがエリアマネジメントの大きなメリットです。

◆ 静岡市のエリアマネジメントの方向性

静岡市は、次のようなエリアマネジメントの活動を応援します。

◎ 道路や公園など公共空間の魅力を高める 取組を応援します。

市内には魅力的な公共空間がたくさんあります。その魅力的な公共空間を活用した「まちの賑わいづくり」や「まちへの愛着の高まり」、市民の生活の質の向上に寄与する取組を応援します。

◎ 組織の大小にかかわらず、自主的・主体的 に行っていく取組を応援します。

公共空間を活用した取組を行っている団体は、町内会や企業、商店等が一同に会した大きな団体から、少人数で専門的な分野に特化した小さな団体まで多様です。小さな団体が、その機動力を活かした自主的・主体的な取組を応援します。

◎ 他の分野の人材や行政と連携し、相互に補完し 合いながら幅を広げていく活動を応援します。

エリアマネジメントの活動を持続・発展させるためには、行政や専門家、他の団体と連携し、団体に足りない知識や経験・ノウハウを補完し合うことが望ましいと考えています。

◎ 特に、中心市街地など、多様な人々が利用 するエリアで実施する活動を応援します。

駅周辺や中心市街地は、市内外から多くの人が訪れるエリアです。そのようなエリアでの活動は、まちの賑わいづくりに大きく貢献します。そのため、特に多様な人々が利用するエリアでの取組を応援します。

◆静岡市におけるエリアマネジメントの位置づけ

エリアマネジメントの推進は、第4次静岡市総合計画において「都市・交通分野」の政策・施策を推進する主要な事業のひとつとして位置づけられています。

本市のエリアマネジメントの活動を重点的に進めていく場所および方策について、総合計画や、都市計画 マスタープランを踏まえ以下のように位置づけます。

【エリアマネジメントの活動を重点的に進める場所】

○ 5大重点政策の一つとして、『城下町の歴史文化を守り抜くまちの推進』の位置付けを踏まえ、中心市街地のオープンスペースなどの公共空間を積極的に活用し、まちの更なる賑わいの創出、歩いて楽しいまちづくりの推進に向けた取組を進めます。

【エリアマネジメントの活動の方策】

○ 総合計画の政策を推進するための施策『公民共創による都市空間を活用したまちづくり』や、都市計画マスタープランでのまちづくりを進める方策『協働のまちづくりの推進』を踏まえ、本市では、市民や民間企業、関係団体、行政が適切に連携したエリアマネジメント活動を応援し、積極的に推進していきます。

◆ガイドラインの検討の背景

静岡市のまちなかには、青葉緑地や駿府城公園等の公園、広場や街路、道路、清水港など魅力的な公共空間がたくさんあり、まちの賑わいの創出の場となるポテンシャルを秘めています。

ガイドラインでは、エリアマネジメントの中でも、まちなかの公共空間の利活用に焦点を当てた取組を推進します。

《ガイドラインの検討の背景》

地域のまちづくり への関心の高まり

近年静岡市では、青葉緑地や追手町音羽町線など公共空間の活用方法を考えるワークショップや社会実験、草薙駅周辺の再開発事業を契機とした官民連携のまちづくり、清水の商店街の空き店舗のリノベーションなど、市民自らの力で地域を盛り上げていこうとする気運が高まりつつあります。

「つくること」だけでなく「育てること」を重視

人口減少や高齢化の進展等により、限られた財源の「選択と集中」が求められています。そのため、開発（「つくること」）だけでなく、既存ストックの有効活用や、維持管理・運営まで考えた開発により、官民が連携し地域を「育てること」が必要になっています。

選ばれ続ける静岡市には地域の魅力づくりが不可欠

静岡市の人口は、平成2年をピークに減少に転じ、今後も人口減少や高齢化の進展が見込まれています。その中でも、静岡市の活力を維持・向上させていくためには、これまで以上に“選ばれる静岡市”である必要があります。静岡市全体の魅力向上のためには、それぞれの地域の魅力向上が不可欠です。地域の課題解決や魅力向上をきめ細やかに行うためには、市民・民間レベルでの実践的なまちづくり活動の推進が必要です。

【資料2】公共空間の利用に係る〈窓口〉と〈手続き〉

※ 詳しくは、「エリアマネジメントガイドラインStep1」をご参照ください。

◆ 一覧表の読み方

横軸の活動の内容『こんなことを』と、縦軸の活動の場所『ここで』の組合せから、利用申請や相談の〈窓口〉と必要となる〈手続き〉がわかるように一覧に整理しました。

公共空間	活動	イベント (運動・音楽など)	イベント (飲食・火気を含む場合)		
公園	<p>* 主な公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駿府城公園 ・青葉緑地 ・常磐公園 ・城北公園 など 	<p>〈窓口〉</p> <p>市・緑地政策課(葵区・駿河区) 市・清水まちづくり推進課(清水区)</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎公園内行為許可 ○公園占用許可 	<p>〈窓口〉</p> <p>市・緑地政策課(葵区・駿河区) 市・清水まちづくり推進課(清水区)</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎公園内行為許可 ◎公園占用許可 ○食品営業許可(市・保健所) ○火災予防関係届出(市・消防署) 		
		<p>道路</p> <p>* 市管理:市道、県道、 国道149号、150号、362号</p> <p>※国管理道路(国道1号、国道52号) における手続きについては静岡 国道事務所(☎054-250-8906) にお問い合わせください。</p>	<p>〈窓口〉</p> <p>警察署 市管理:市・土木管理課(葵区・駿河区) 市・土木事務所(清水区)</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎道路使用許可 ○道路占用許可 	<p>〈窓口〉</p> <p>警察署 市管理:市・土木管理課(葵区・駿河区) 市・土木事務所(清水区)</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎道路使用許可(警察署) ○道路占用許可 ○食品営業許可(市・保健所) ○火災予防関係届出(市・消防署) 	
			<p>河川</p> <p>* 河川管理者は【参考】静岡市 内を流れる河川の管理者一覧 (P.25)を参照してください</p>	<p>〈窓口〉</p> <p>国管理:国・静岡河川事務所 国・甲府河川国道事務所 県管理:県・静岡土木事務所 市管理:市・土木管理課(葵区・駿河区) 市・土木事務所(清水区)</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時使用届(河川管理者と相談) 	<p>〈窓口〉</p> <p>国管理:国・静岡河川事務所 国・甲府河川国道事務所 県管理:県・静岡土木事務所 市管理:市・土木管理課(葵区・駿河区) 市・土木事務所(清水区)</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の占用許可(又は一時使用届) ○工作物の新設等の許可 ○食品営業許可(市・保健所) ○火災予防関係届出(市・消防署)
				<p>海岸・砂浜</p> <p>* 海岸・砂浜管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国管理:蒲原海岸 ②県管理:①と③以外の海岸・砂浜 ③市管理:由比・用宗漁港海岸 	<p>〈窓口〉</p> <p>国管理:国・静岡河川事務所 県管理:県・静岡土木事務所 市管理:市・水産振興課</p> <p>〈手続き〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎海岸使用許可 ○食品営業許可(市・保健所) ○火災予防関係届出(市・消防署)

詳しくは Step 1 の P 5 へ

Step 1 の P 6 へ

Step 1 の P 7 へ

Step 1 の P 8 へ

《手続きの凡例》

- ◎ : イベント等で使用する際は**必ず**必要となる手続き
 ○ : イベントの内容に応じて必要になる手続き

公共空間	活動	イベント (運動・音楽など)	イベント (飲食・火気を含む場合)
	<p>港湾／漁港</p> <p>* 港湾・漁港管理者</p> <p>① 県管理 : 清水港(港湾)</p> <p>② 市管理 : 由比・用宗漁港(漁港)</p>	<p><窓口></p> <p>港湾: 県・清水港管理局 漁港: 市・水産振興課</p> <p><手続き></p> <p>◎ 港湾／漁港施設占用許可</p>	<p><窓口></p> <p>港湾: 県・清水港管理局 漁港: 市・水産振興課</p> <p><手続き></p> <p>◎ 港湾／漁港施設占用許可 ○ 食品営業許可(市・保健所) ○ 火災予防関係届出(市・消防署)</p>
	<p>広場</p> <p>* 主な広場</p> <p>・青葉イベント広場(葵スクエア) ・静岡駅北口地下広場しずちカ イベントスペース※ など</p> <p>※令和8年6月からリニューアル工事 のため使用不可</p>	<p><窓口></p> <p>市・文化政策課 (青葉イベント広場(葵スクエア)) 市・観光国際課 (静岡駅北口地下広しずちカイベントスペース)</p> <p><手続き></p> <p>◎ 広場の利用申請</p>	<p><窓口></p> <p>市・文化政策課 (青葉イベント広場(葵スクエア)) 市・観光国際課 (静岡駅北口地下広しずちカイベントスペース)</p> <p><手続き></p> <p>◎ 広場の利用申請 ○ 食品営業許可(市・保健所) ○ 火災予防関係届出(市・消防署)</p>

S
t
e
p
1
の
P
9
/
1
0
へ

S
t
e
p
1
の
P
1
1
へ

* 屋外広告物について

静岡市では、「良好な景観形成と風致の維持」、そして「公衆に対する危害の防止」を図るため、屋外広告物の設置等についてのルール(静岡市屋外広告物条例)を定めています。

イベント等で看板やのぼりなどを設置する場合、地域によっては設置できないものや、許可の必要なもの、大きさ等に規制があるものなどがあります。

詳しくは、市HP(屋外広告物について)を参照して頂き、市・景観まちづくり課屋外広告物係(☎054-221-1123)までお気軽にお問い合わせください。

【資料3】道路占用許可の特例制度について

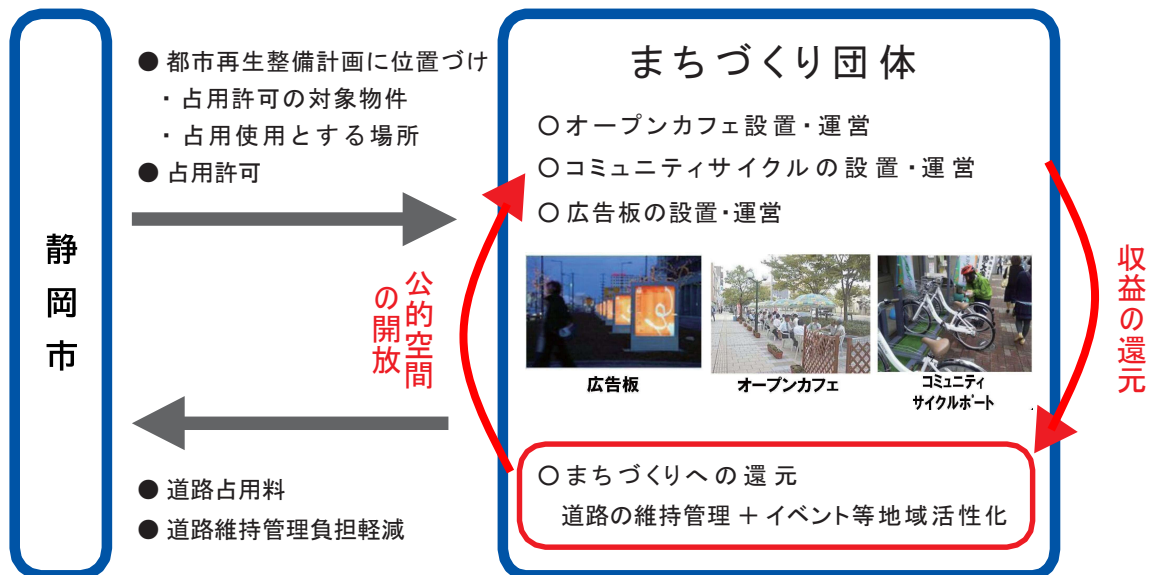
道路占用許可の特例とは

道路の占用許可は、道路法において、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合（無余地性）で一定の基準に適合する場合に許可できるとされていますが、まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、都市再生特別措置法に規定する都市整備計画に位置付ける等の一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和できることとした制度です。詳しくは、「官民連携まちづくりの進め方（R6.2 国土交通省）」を参照してください。

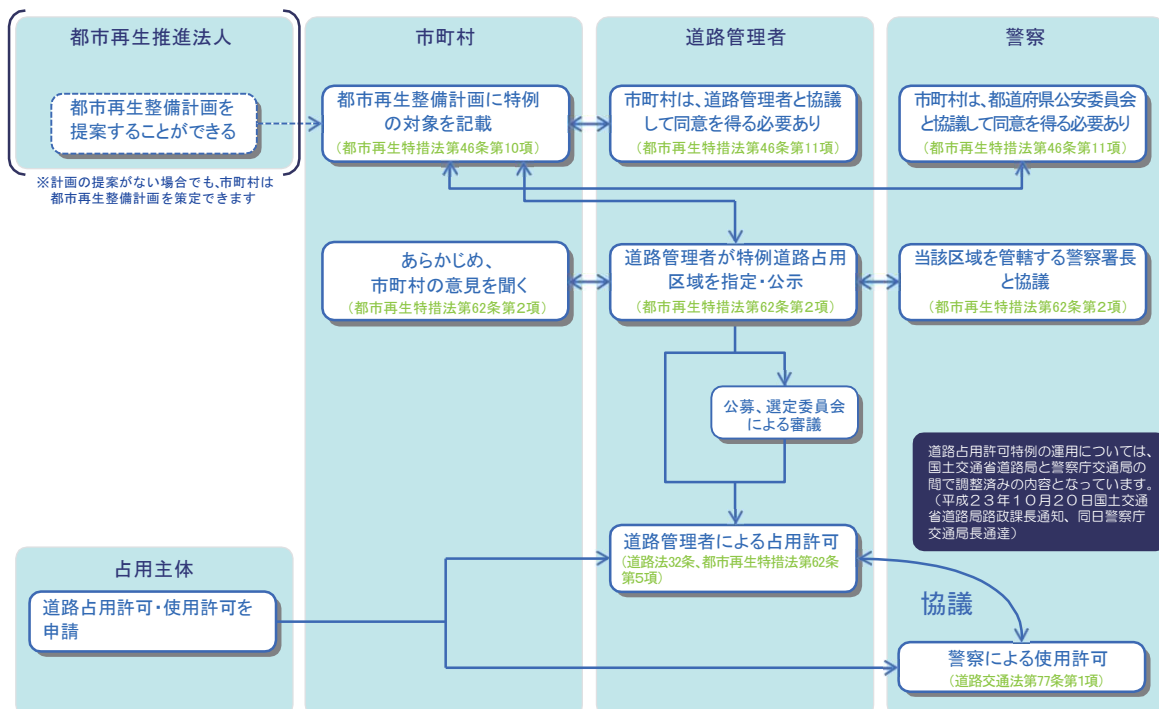
< 特例の対象施設 >

- ① 広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ③ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

< 道路占用許可の特例の活用の流れとイメージ >



< 制度活用の手続き >



【資料4】河川敷地占用許可の特例制度について

河川敷地占用許可の特例制度とは

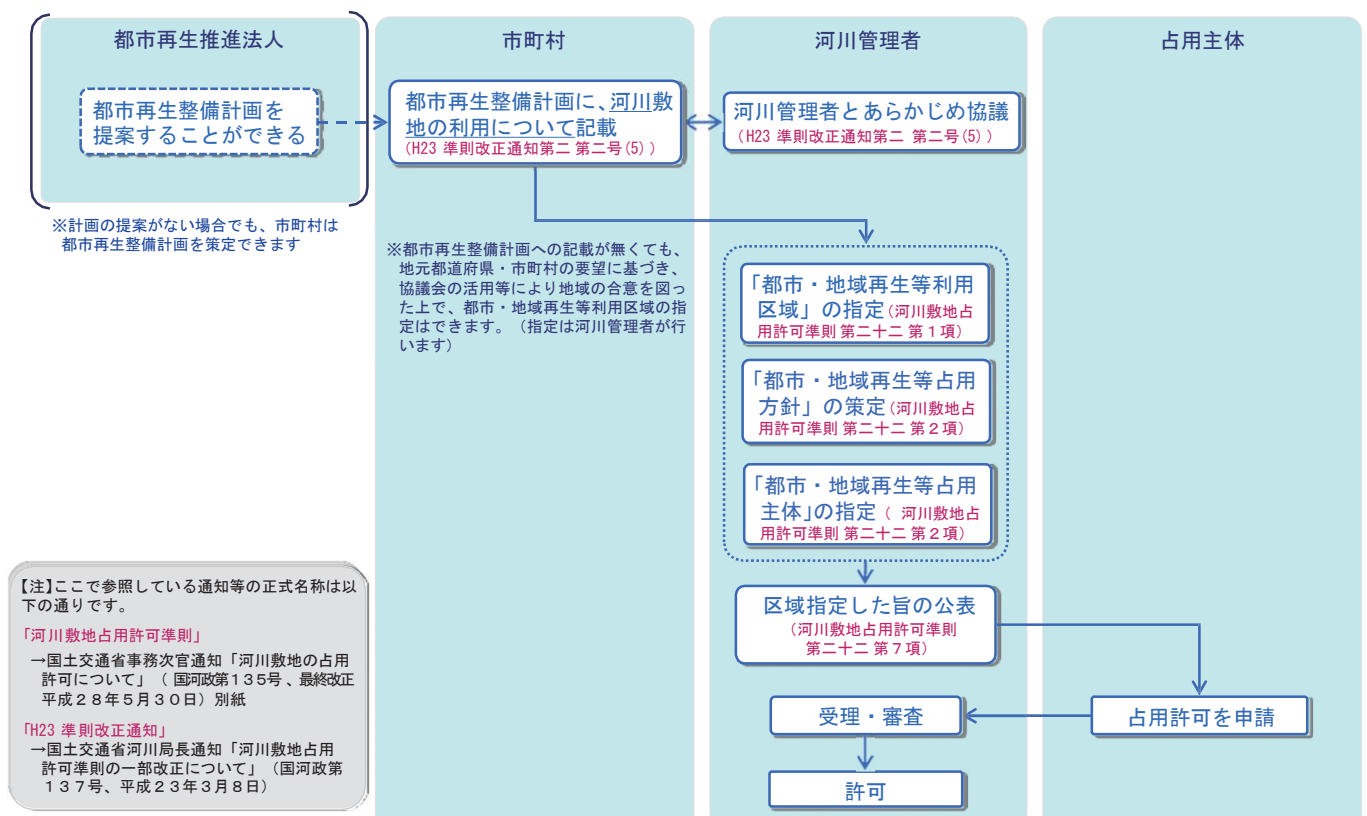
従来、河川敷地の占用は、公的主体（地方公共団体・公益事業者等）が、公共性・公益性のある施設（公園、橋梁、送電線等）を設置する場合に限られてきました。

河川敷地をにぎわいのある空間として積極的に活用したいと要望の高まりを受けて、平成16年度、平成23年度、平成28年度に特例措置や準則の改訂が行われ、民間による河川敷地の利用を促進し、水辺の賑わいづくりを一層推進できるようになりました。

制度の概要

- 河川管理者は、地域の合意を図った上で、「都市・地域再生等利用区域」を指定し、あわせて占用方針及び占用施設の占用主体を定めます。
- この「都市・地域再生等利用区域」においては、
 - ・ 占用施設：広場・イベント施設等及びそれらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告版、照明・音響施設等による占用が認められます。
 - ・ 占用主体：公的主体（国・地方公共団体、都市再生特別措置法に基づく法人等）に加え、民間事業者等も認められます。
- 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定する際には、地域の合意を図る必要があります。その方法として例えば以下が想定されます。
 - ・ 河川敷地の利用調整に関する協議会（河川管理者、地方公共団体等で構成）を組織し、検討を行い、地域の合意を図ること
 - ・ 地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること
- 占用の許可の期間は、10年以内。

< 制度活用の手続き >



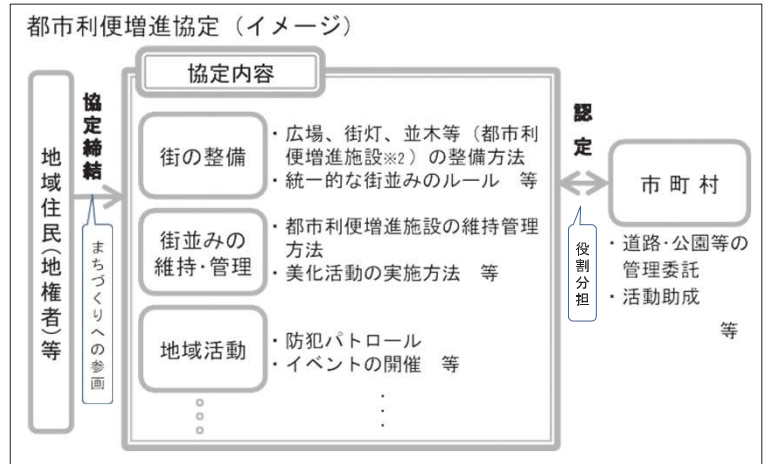
【資料5】都市利便増進協定について

都市利便増進協定とは

都市利便増進協定とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定制度で、地域のエリアマネジメントを継続的に取り組む際に活用することが期待されています。

地域住民（地権者等）※1同士が締結したものを市町村が認定することにより、良好な居住環境の確保や地域の活性化等、地域主体の公共的な取組を促進するとともに、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを促進することが可能となります。

- ※1 土地所有者としての自治体や道路管理者も協定を締結することが可能です。
- ※2 都市利便増進施設：都市再生特別措置法施行規則第12条の2に規定する施設で、道路、公園、噴水、食事施設、広告塔等の施設。



都市利便増進協定の区域と都市利便施設のイメージ

< 制度活用の手続き >

①協定の発意

- 土地所有者等や都市再生推進法人及び、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体（以下、都市再生推進法人等）が発意します。
- 行政が土地所有者の場合や、緊急性や重要性が高い場合には、行政側から働きかけることも考えられます。

②協定の素案づくり

- 協定を結ぼうとする者が、対象区域や、協定の内容（対象とする施設の種類、設置・管理の方法、費用分担等の概要）を検討し、素案を作成。

※都市再生推進法人等は、協定の素案を含む都市再生整備計画を市町村に提案することができます。（法第46条の2）

※協定の認定を受けるためには、都市再生整備計画に位置付けられていることが必要のため、協定の素案づくりの段階から、市町村と十分な連携を図ることが必要と考えられます。

④土地所有者等による都市利便増進協定の作成と締結

- 土地所有者等の相当部分が参加し、都市利便増進協定を作成・締結します。
- 都市利便増進協定には、下記記載の事項を定めます。

《協定の内容（協定に記載する内容の例）》

- 協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置
- 道施設の一体的な整備又は管理の方法
- 同施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担方法
- 協定の変更又は廃止の場合の手続
- 協定の有効期限 など

認定の申請

《申請時に提出を求める書類の例》

- 協定書
- 協定締結の理由を記載した書面
- 協定の区域及び位置を示す図面
- 申請者が協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種類、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載）及び同意書
- 協定締結者が対象区域内の土地所有者の相当部分を占めることを証する書面

市町村における手続

③市町村による都市再生整備計画の作成（ないし変更）

- 都市再生整備計画に、協定に関する基本的事項（協定区域及び協定に記載する事項の概要）を記載（法第46条第15項）。（協定の締結にあたっては、市町村との密な連携が必要。）

※新たに整備計画を作成する場合には、協定に関する事項のみを記載した整備計画を作成することも可能。

- 市町村において、官民連携によるにぎわいづくりを行おうと考えている場合には、土地所有者、都市再生推進法人等に働きかけを行いつつ、積極的に都市再生整備計画に記載していくことが望まれます。

⑤市町村による都市利便増進協定の認定

- 認定の申請を受けた市町村長は、協定が以下の基準に適合する場合には、協定の認定をすることができます。（法第75条）

- ・ 土地所有者等の相当部分が参加していること（全員の合意は必要ではありません）
- ・ 協定内容のうち、整備・管理の方法、費用の負担方法が適切であり、都市再生整備計画に記載された事項に適合していること
- ・ 協定内容が法令に違反していないこと

※都市利便増進協定の変更や取り消し

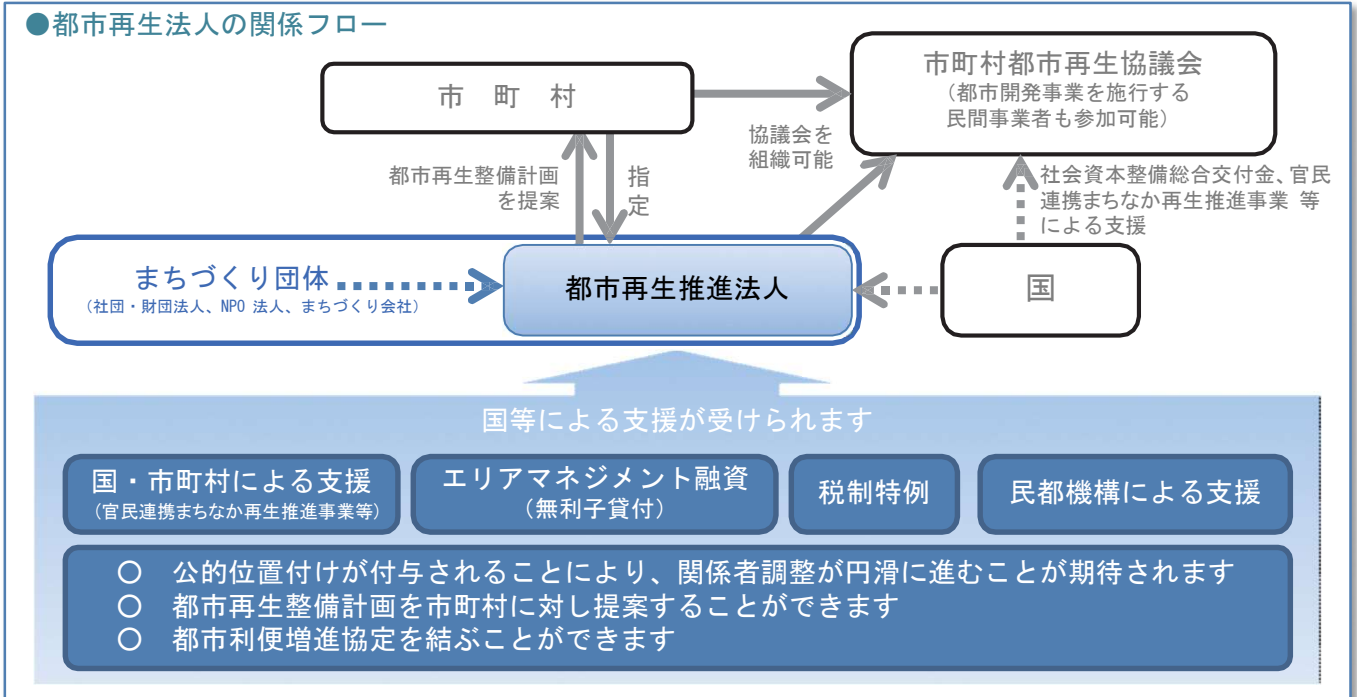
- 協定の変更にあたっては、市町村長の認定が必要ですが（軽微な変更の場合は不要）。また、協定の内容が認定基準に適合しなくなった場合や、都市利便増進施設の整備又は管理が協定に基づき行われていない場合には、市町村長は協定の認定を取り消すことができます。

【資料6】都市再生推進法人について

都市再生推進法人とは

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定できます。

●都市再生法人の関係フロー



●都市再生法人になれる法人

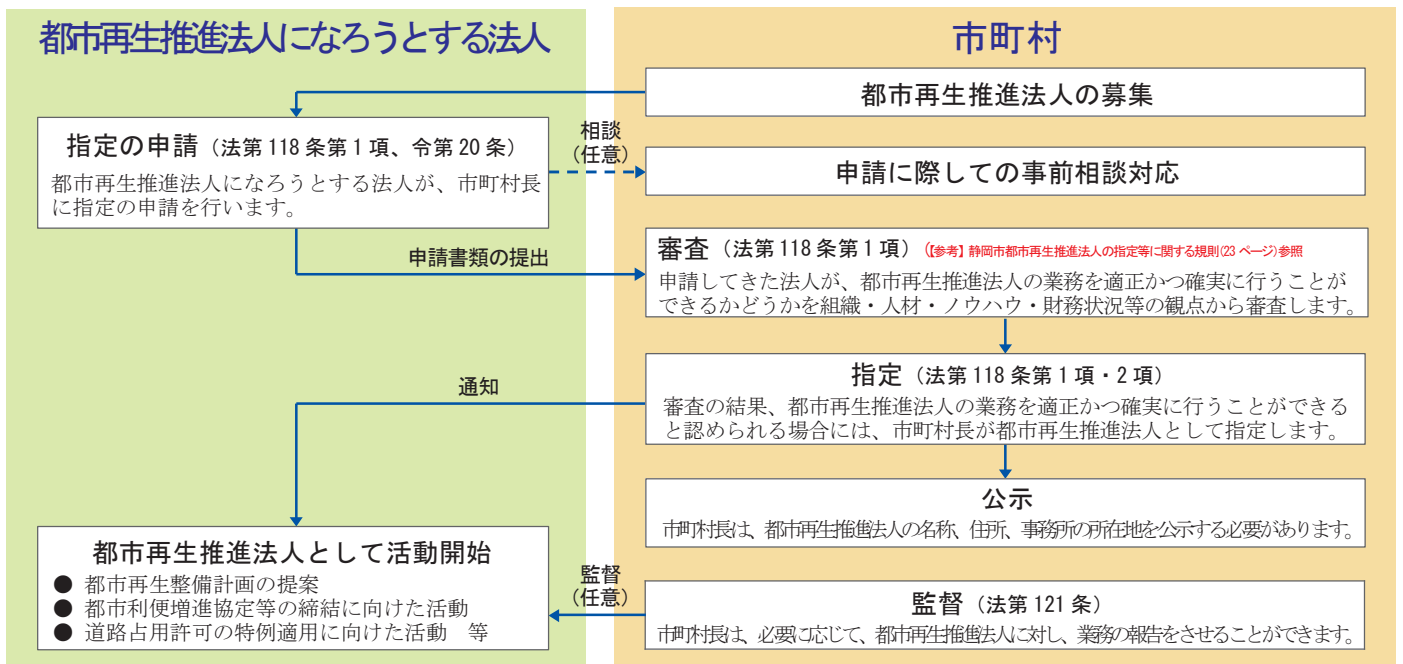
- ・まちづくり会社
- ・NPO法人
- ・一般社団法人 (公益社団法人を含む)
- ・一般財団法人 (公益財団法人を含む)

●都市再生法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

都市再生推進法人の指定の手続き

*平成30年4月1日に「静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則」が施行されました(23ページ参照)。詳しくは、静岡市都市計画課までお問い合わせください。



【資料7】かわまちづくり支援制度について

かわまちづくり支援制度とは

市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を進め、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すため、「かわまちづくり」の登録を行い河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援する制度です。

具体的には、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、河川管理者は以下のような「ソフト支援」、「ハード支援」を行います。それにより、まち空間と河川空間とが一体となった空間整備を行うことが可能になります。

制度の概要

【概要】

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちの活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

【ハード支援】 優良事業等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域ニーズに対応した河川敷の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

【ハード支援】 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【実施事例】



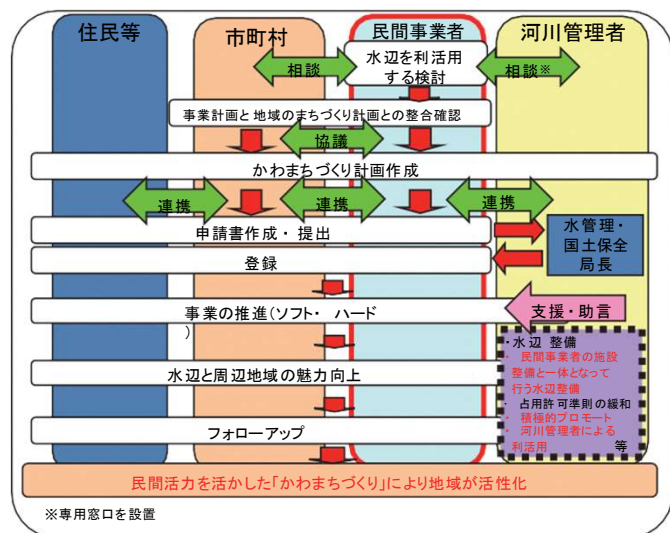
管理用通路を活用したフットパス（最上川）



水辺のオープンカフェ（那珂川）

【「かわまちづくり」の流れ】

◀ 民間事業者が入った協議会が申請する場合の例 ▶



【民間事業者と河川管理者が連携した取組】

(民間事業者と連携した水辺整備の例)

- ・ 民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路（散策路）の整備
- ・ 民間事業者による船着き場の整備に併せ、河川管理者が高水敷整正、護岸、坂路等を整備

かわまちづくり支援制度に関するHP <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyo/machizukuri/>

【資料8】官民連携都市再生推進事業について

官民連携都市再生推進事業とは

「都市再生推進法人」が参画するエリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定、未来ビジョンの実現に向けた目標設定と評価等が適切に行われる社会実験の実施等、初動期の取組を重点的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力等の強化、持続的なエリアマネジメントの推進を図るための支援制度です。

官民連携都市再生推進事業について

◆ エリアプラットフォーム活動支援事業



◆ 普及啓発事業

○ 民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために
行う事業

■ 全国啓発型：全国を対象に人材を育成する取組

■ 地域伴走型：課題を有する地域を対象に優れたまちづくり活動実績のある者が伴走支援する取組

補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等／補助率：定額

全国啓発型

<支援イメージ>

民間まちづくり活動における先進団体が、全国を対象にセミナーやスクール形式によるまちづくり活動のノウハウ等を提供 等

<取組事例>

リノベーションまちづくりが進む地域を開催地として、官民連携でエリアの価値向上につなげた取組プロセス等の修得及びプレゼン演習を公務員及び民間プレイヤーを対象に行うことで、各地での新たな官民連携まちづくりに結びつけるとともに、官民のネットワーク形成を図る（補助事業者：民間事業者）



ノウハウ提供



プレゼン発表

地域伴走型

<支援イメージ>

エリア価値向上等に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者が、まちなか再生に向けて、課題を有する地域を対象に、以下のような地域における取組に対して、アドバイス等の伴走支援する取組

- ・ 地域資源の発掘・活用、エリアの選定
- ・ 地域プレイヤーの発掘・育成
- ・ 関係者間のネットワーク化、役割分担
- ・ 地域課題や取組の方向性の明確化 等



地域資源の発掘・活用支援



地域のまちづくり人材や企業等との連携支援

【参考】静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則

静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則

静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則

平成30年3月30日

規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 市内におけるまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書

10 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないことを誓約する誓約書

11 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を目的とする法人であること。
- (2) 申請者又はその母体となる組織にまちづくり活動の実績があること。

静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則

- (3) 市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 推進法人の業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 推進法人の業務を行うに当たって関係行政機関及び他の民間機関等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- (6) 静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）によるものとする。

2 推進法人は、業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対象表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

【参考】静岡市内を流れる河川の管理者一覧

■ 国（国土交通省）管理河川

< 静岡河川事務所 >

河川名	水系名	管理区間
安倍川※	安倍川水系	玉機橋から海に至る
藁科川※	安倍川水系	福養橋と富厚里橋との中間付近から安倍川との合流点

※ 安倍川と藁科川は、上記区間以外は静岡県が管理者となります。

< 甲府河川国道事務所 >

河川名	水系名	管理区間
富士川	富士川水系	富士川町境から海に至る（静岡県内）

■ 静岡県管理河川

	河川名	水系名	延長（m）		河川名	水系名	延長（m）
1	安倍川※	安倍川水系	28,123	30	関の沢川	安倍川水系	1,600
2	丸子川	安倍川水系	10,400	31	三郷川	安倍川水系	760
3	藁科川※	安倍川水系	20,292	32	コンヤ川	安倍川水系	680
4	久住谷川	安倍川水系	4,000	33	安倍大谷川	安倍川水系	2,800
5	飯間谷川	安倍川水系	3,300	34	大井川	大井川水系	61,000
6	新聞谷川	安倍川水系	6,000	35	関の沢川	大井川水系	2,000
7	小瀬戸谷川	安倍川水系	2,300	36	井川西山沢川	大井川水系	1,200
8	板谷島沢川	安倍川水系	800	37	東河内川	大井川水系	2,500
9	水見色川	安倍川水系	7,000	38	明神川	大井川水系	1,500
10	保ヶ沢川	安倍川水系	1,000	39	赤石沢川	大井川水系	7,200
11	荒沢川	安倍川水系	1,000	40	井川聖沢川	大井川水系	4,200
12	黒俣川	安倍川水系	7,500	41	奥西河内川	大井川水系	4,310
13	氷川	安倍川水系	1,000	42	西俣川	大井川水系	7,350
14	坂本川	安倍川水系	2,000	43	稲瀬川	富士川水系	4,250
15	杉尾川	安倍川水系	2,800	44	内房境川	富士川水系	2,900
16	諸子沢川	安倍川水系	4,000	45	入川	富士川水系	800
17	内牧川	安倍川水系	4,000	46	小池川	富士川水系	1,580
18	足久保川	安倍川水系	9,230	47	巴川	巴川水系	17,980
19	八十岡川	安倍川水系	1,200	48	継川	巴川水系	3,300
20	相沢川	安倍川水系	1,600	49	瀬名新川	巴川水系	1,030
21	油山川	安倍川水系	3,900	50	吉田川	巴川水系	4,100
22	浅間沢川	安倍川水系	600	51	長尾川	巴川水系	8,870
23	安倍大沢川	安倍川水系	1,000	52	則沢川	巴川水系	1,500
24	安倍中河内川	安倍川水系	20,800	53	大谷川放水路	巴川水系	6,300
25	仙俣川	安倍川水系	3,600	54	大慈悲院川	巴川水系	2,900
26	西河内川	安倍川水系	8,700	55	小鹿沢川	巴川水系	980
27	玉川大沢川	安倍川水系	1,200	56	大谷川	巴川水系	620
28	八重沢川	安倍川水系	900	57	長沢川	巴川水系	1,770
29	聖沢川	安倍川水系	300	58	浅畑川	巴川水系	1,370

■ 静岡県管理河川（続き）

	河川名	水系名	延長（m）		河川名	水系名	延長（m）
59	七曲川	巴川水系	1,120	76	湯沢川	興津川水系	2,045
60	大沢川	巴川水系	4,100	77	布沢川	興津川水系	4,764
61	山原川	巴川水系	2,900	78	黒川	興津川水系	1,395
62	塩田川	巴川水系	3,000	79	石沢川	興津川水系	940
63	草薙川	巴川水系	3,850	80	波多打川	波多打川水系	4,300
64	滝ヶ原川	滝ヶ原川水系	600	81	庵原川	庵原川水系	6,700
65	古安川	古安川水系	400	82	山切川	庵原川水系	5,200
66	殿谷川	殿谷川水系	700	83	神沢川	神沢川水系	750
67	小坂川	小坂川水系	2,800	84	八木沢川	八木沢川水系	550
68	朝比奈川	瀬戸川水系	3,600	85	堰沢川	堰沢川水系	1,300
69	山中沢川	瀬戸川水系	1,000	86	向田川	向田川水系	1,300
70	ユキ沢川	瀬戸川水系	450	87	蛭沢川	向田川水系	800
71	興津川	興津川水系	21,700	88	山居沢川	山居沢川水系	480
72	小河内川	興津川水系	5,300	89	由比川	由比川水系	4,800
73	中一色川	興津川水系	2,500	90	桜ノ沢川	由比川水系	2,000
74	中河内川	興津川水系	8,900	91	釜ヶ沢川	由比川水系	1,500
75	神沢原川	興津川水系	1,100	92	和瀬川	和瀬川水系	2,500

※ 安倍川と藁科川は、一部が国（国土交通省）管理となります。

■ 静岡市管理河川

	河川名	水系名	延長（m）		河川名	水系名	延長（m）
1	大門川	安倍川水系	2,180	19	安東川	巴川水系	2,080
2	小豆川	安倍川水系	1,150	20	猿田川	巴川水系	850
3	秋山川	安倍川水系	1,390	21	長沢川	巴川水系	960
4	慈悲尾谷川	安倍川水系	1,180	22	四方沢川	巴川水系	1,870
5	門屋川	安倍川水系	1,120	23	旧巴川	巴川水系	477
6	辰起川	安倍川水系	1,040	24	常念川	巴川水系	1,470
7	有東木沢川	安倍川水系	1,620	25	谷津沢川	巴川水系	1,260
8	有東木西沢川	安倍川水系	900	26	業師沢川	巴川水系	1,010
9	中新田北沢川	安倍川水系	410	27	和田川	巴川水系	2,330
10	中新田西沢川	安倍川水系	210	28	浜川	浜川水系	1,870
11	大沢川	安倍川水系	2,400	29	道成寺川	浜川水系	918
12	大鈿川	安倍川水系	1,660	30	大和田川	小坂川水系	950
13	原田川	安倍川水系	500	31	旧大谷川	旧大谷川水系	790
14	産女沢川	安倍川水系	970	32	新川	新川水系	1,320
15	出口川	安倍川水系	600	33	大橋川	新川水系	2,190
16	御用水川	安倍川水系	1,600	34	浜田川	浜田川水系	1,350
17	内宮川	安倍川水系	660	35	吉原川	庵原川水系	1,050
18	大正寺沢川	巴川水系	1,600	36	神沢川	神沢川水系	470

エリアマネジメントガイドライン

Step2「もっと公共空間を利活用したい」編

発行年月:令和8年4月 version 1.3

発行:静岡市都市計画課

Tel: 054-221-1406

Email: toshi@city.shizuoka.lg.jp

≪ 表紙の写真 ≫ *公共空間の利活用のイメージ

③	②	①
④		
⑤		
⑥	⑦	⑧
		⑨
		⑩

- ① 追手町音羽町線
- ② 駿府城公園・紅葉山庭園
- ③ 駿府城公園・中堀
- ④ 清水駅前銀座商店街・まちかどギャラリー
- ⑤ 駿府城公園
- ⑥ 清水駅東口広場
- ⑦ 青葉緑地
- ⑧ 清水駅前銀座商店街
- ⑨ 七間町通り
- ⑩ 青葉緑地